令和６年度 社会福祉法人岡垣町社会福祉協議会事業計画

～ つながり　支えあい　共に生きるまち　岡垣 ～

≪基本理念・基本方針≫

誰もが地域で安心して暮らしていくためには、個人や家族がまず自分たちでできることに取り組み、隣近所や自治会、地域の人々やボランティアなど、住民相互で助けあい、さらに公的な制度による福祉サービスと組み合わせて問題解決を図っていくなど、重層的で多面的な取組が必要です。

岡垣町社会福祉協議会は、岡垣町をはじめ関係機関との連携によって複合的な課題に対応できる体制を強化するほか、「互助」の更なる充実により、地域で問題を解決していく力や地域での支えあい・助けあいの力の底上げを目指します。支え手と受け手に分かれるのではなく、みんなが互いに支えあいながら、自分らしく活躍できる地域を目指すため、基本理念「つながり　支えあい　共に生きるまち　岡垣」とし、地域で支えあう仕組みの創出や関係機関の連携による包括的な支援、地域の支えあい活動に関わる人材の発掘や育成に取り組みます。

≪基本目標≫

１．お互いに支えあう「つながり」づくり

２．地域福祉を支える「ひと」づくり

３．地域でともに生きる「環境」づくり

４．誰もが安心して暮らせる「体制」づくり

≪基本目標ごとの取り組み≫

１．お互いに支えあう「つながり」づくり

私たちの暮らしの基盤は「地域」にあり、そこで暮らす人と人とのつながりが「地域福祉」を支えていますが、日常的なあいさつや声かけ、ちょっとした困りごとを助けあうご近所づきあいは、徐々に希薄になっているのが現状です。

地域で行われる見守り活動や、ふれあいサロンをはじめとした居場所づくりなどを支援するとともに、地域の課題や困りごとを住民同士で共有して解決できるような仕組みづくりを通じて、お互いに支えあうつながりづくりを進めます。

（１）お互いさま命のネットワークの強化

【具体的な施策・事業】

■お互いさま命のネットワークの推進　　■自治区の加入促進

【社会福祉協議会が取り組むこと】

■全ての自治区でのネットワーク活動を推進・支援し、緊急時には地域・行政と連携して迅速に対応します。
■見守り協力機関の拡大を図り、さらに重層的な見守り体制づくりに努めます。
■地域の課題解決のために、必要に応じて主体同士がつながることを支援します。

【主な事業】
１）お互いさま命のネットワークの推進
２）お互いさま命のネットワーク委員会の運営

（２）ふれあい交流活動の充実

【具体的な施策・事業】
■ふれあいサロンの推進　■ふれあい交流事業の充実　■世代間交流の充実

【社会福祉協議会が取り組むこと】
■住民同士の交流や居場所づくり、健康づくり・介護予防などを目的とした「ふれあいサロン」を推進・支援します。
■子どもや子育て世代、高齢者、障がいのある人、外国籍の人など、様々な立場の人がさらに広い範囲で交流できる事業に取り組みます。

【主な事業】
１）ふれあいサロンの推進
２）ふれあい交流・世代間交流事業の充実(在宅介護者のつどい･社協夏まつり･クリスマス交流会、世代間交流)
３）地域の居場所づくりの支援
４）おもちゃ図書館の運営

重点事業

■ふれあいサロンの推進
地域の実情に合わせた様々な世代が集う居場所づくりを支援し、地域住民同士の交流を促進することで社会的孤立を防止します。

■地域の居場所づくりの支援
地域生活における様々な福祉課題の解決には、これら地域の拠点である福祉施設等の事業所との連携および協働が不可欠です。地域と施設の交流と助けあいを通じた顔の見える関係づくりを支援します。

（３）地域の多様な支えあいの促進

【具体的な施策・事業】
■地域コミュニティ活動の推進　■生活支援体制の構築
■地域での健康づくり・介護予防活動の推進　■分野を超えた連携の推進

【社会福祉協議会が取り組むこと】
■住民主体の助けあいや、地域と事業者の連携など、公的サービスでは困難な課題に対して、多様な主体が参加する助けあいを推進・支援します。
■本人、地域、事業所をつなぐ生活支援コーディネーターとしての役割を担います。
■買い物や草取り、ゴミ出しなど、地域でちょっとした手助け（生活支援）を行うため

の仕組みづくりを支援し、その取組を普遍化することで、町全体へ広げることを目指します。

■町内社会福祉法人連携協議会のネットワークを活かし、制度の狭間にある課題など、地域のニーズに即した地域貢献活動の活性化を図ります。

【主な事業】

１）生活支援体制整備事業（町受託事業）

・協議体および生活支援コーディネーターの設置・運営

２）地域介護予防活動支援事業（町受託事業）

・地域介護予防活動支援事業

ふれあいサロン活動支援、介護予防サポーター養成講座、地区活動支援、サポーターのつどい、自動血圧計・消毒液・非接触型体温計貸出及び管理業務

・通所型介護予防事業

ヨーガ健康教室、出前楽らく健康教室、ケア・トランポリン運動教室

・認知症サポーター養成事業

認知症サポーター養成講座

・認知症予防事業

脳若トレーニング教室

３）社会福祉法人連携協議会の運営

・地域貢献事業に関する研修会を開催するとともに、作業部会で地域での公益的な取り組みについて協議します。

重点事業

■生活支援体制整備事業

既存の制度やサービスの狭間にあり解決が困難な課題に対しては、地域における新たな助けあいを“創り出す”ことも必要です。地域の課題やニーズを的確に把握し、人と地域、事業所や社会資源とのつなぎ役である「生活支援コーディネーター」が地域の中に新たな支えあいや様々な社会資源のネットワークを拡げる役割を担います。

・話し合いの場の開催を通して、地域ごとの課題や特性に応じた福祉活動が展開されるよう、住民が地域の課題を把握・共有し、地域が目指す姿を実現するための具体的な活動について、協議します。

・日常のちょっとした困りごとについて、身近な地域で支えあい助けあう生活支援に関する具体的な取り組みの立ち上げおよびその活動を支援します。

■地域課題への取り組み

社会福祉法人等との連携により、買い物や移動が困難な高齢者等への支援や、認知症高齢者を地域で支える体制づくり、生活困窮者等への相談支援など、地域課題を解決する取り組みを進めます。

・買い物や移動が困難な高齢者等を対象とした「ドライブサロン」のように、地域のニーズと事業所の持つ資源や機能を結びつけ、連携することで、地域課題の解決に向けた取り組みをコーディネートし、支援します。

２．地域福祉を支える「ひと」づくり

私たちが暮らす地域には、子どもや子育て世代、高齢者、障がいのある人、外国籍の人など、様々な「ひと」がともに生活しています。しかし、何気なく毎日を過ごす中で、異なる世代や様々な立場を超えて多くの人が知り合ったり、交流を深めたりする機会は少ないのが現状です。

地域での助けあいや支えあいは、お互いに知り合い、理解し合うことから始まります。地域のことに関心を持って顔の見える関係を築き、「お互いさま」の気持ちを持って地域福祉を支えるひとづくりを進めます。

（1）福祉のこころを育む意識の醸成と啓発

【具体的な施策・事業】

■地域と学校の連携体制の推進　■福祉教育の推進

■認知症への理解の促進　■障がいのある人への差別解消の推進

【社会福祉協議会が取り組むこと】

■学校や地域と連携し、子どもたちから大人まで「ふだんのくらしのしあわせ」を実感できる福祉教育を実施します。

■福祉教育を通じて、たくさんの人との出会いやつながりを通して、「福祉は一部の人のものではなく、誰もが身近にあるもの」という学びが、家庭や地域へと広がるよう支援します。

■認知症サポーター養成講座をはじめ、学びの機会を通して、多様性を認め合い、誰もが自分らしく地域で共に生きるための正しい知識や理解を広めます。

【主な事業】

１）福祉教育（学校・地域）の実施

２）認知症サポーター養成講座の実施

（2）地域活動を支える担い手の育成

【具体的な施策・事業】

■民生委員・児童委員の活動への支援　■地域福祉活動を担う人材の育成

【社会福祉協議会が取り組むこと】

■民生委員児童委員協議会の事務局として、各委員との連携を深め、その取組を支援します。

■地域福祉について、「知識を増やしたい」「具多的に取組を始めたい」などのニーズに応じた講座や研修会を実施し、人材の育成に取り組みます。

■講座や研修会での学びにとどまらず、受講後も参加者の地域における実践的な取組を支援します。

【主な事業】

１）岡垣町民生委員児童委員協議会との連携強化

２）地域人材育成事業（町受託事業）

重点事業

■地域福祉活動を担う人材の育成

年齢や障がいの有無にかかわらず、住民や地域、学校、事業者など、地域社会を構

成するすべての人が互いに支えあいながら、多様な主体の結びつきにより、ともに課題を解決していく「共生社会」づくりが求められています。地域の課題に気づき、自らが地域の担い手であるという主体性と柔軟な発想をもって課題の解決に取り組むことのできる人材を育成します。

・福祉マナブ講座（年８回）、福祉ツクル講座（年４回）

（３）ボランティア活動の推進

【具体的な施策・事業】

■ボランティアの育成・支援　　■ボランティアセンターの充実

■福祉ボランティアポイント制度の推進

【社会福祉協議会が取り組むこと】

■地域の課題やニーズに基づき、必要とされるボランティアを養成し、その取組を支援します。

■町内のボランティアに関する情報を集約し、ボランティアに参加したい人と支援を求めている人をつなぐ役割を担います。

■福祉ボランティアポイント制度の登録者、受入機関ともに、さらにボランティアの輪が広がるよう、周知・啓発を図ります。

【主な事業】

１）ボランティアの育成・支援

２）岡垣町ボランティアセンターの運営（町受託事業）

重点事業

■岡垣町ボランティアセンターの運営

令和４年度から岡垣町ボランティアセンターの運営の受託に伴い、「ボランティア活動に参加したい人」と「ボランティアを必要としている人」をつなぐ場として、あらゆる機会を通して、ボランティア活動に関する住民の意識を高める取り組みを行います。また、新たなボランティアを発掘・養成するとともに、既存のボランティアの取り組みを支援し、ボランティアに関する情報収集・提供に努めます。

・ボランティア交流会の開催

・ボランティア養成講座の開催（運転ボランティア等）

・ボランティア育成講座（小中高生）

・ボランティアクラブの育成・活動推進

３．地域でともに生きる「環境」づくり

全ての人が年齢や状況を問わず、地域で安心して暮らすためには、一人ひとりの状況や必要性に応じて適切なサービスや支援を受けることができる環境を整備することが不可欠です。そのために、まずは気軽に相談できる体制やきめ細かな情報提供を充実させることが必要です。

一方で、公的な制度やサービスに限らず、地域の柔軟な力を活かして様々な関りを持ち、交流できるような地域福祉の拠点づくりを支援するなど、地域でともに生きる環境づくりを進めます。

（１）きめ細かな情報提供と相談支援体制の充実

【具体的な施策・事業】

■相談支援体制の充実　　■広報広聴機能の強化

【社会福祉協議会が取り組むこと】

■子どもや高齢者、障がいのある人や外国籍の人、生活に困窮した人などその属性を問わず、総合福祉相談窓口として受け止める体制を整えます。

■総合福祉相談窓口として、解決可能な相談については迅速に対応するとともに、社協だけでは困難な相談については、他の職種や機関へつなぎ、連携して解決を図ります。

■相談を待つだけではなく、地域に出向く機会を活用して積極的に相談を受け入れる場を設けます。

■全国の先進事例や町内での優れた取組を把握し、社協だよりやホームページを活用して情報発信に努めます。

■様々な世代に対応できるよう、ＳＮＳなどを活用した新たな情報発信について検討します。

【主な事業】

１）相談支援体制の充実（総合福祉相談窓口・法律相談）

２）広報広聴機能（社協だより・ホームページ）の強化

３）重層的支援体制整備事業の実施（町受託事業）

重点事業

■重層的支援体制整備事業の実施

児童や高齢者、障がいのある人、生活困窮など、個人や世帯が複数の課題を抱える場合や、制度の狭間にある課題を抱える場合、支援する側が自分の分野の壁を越えて受け止めることで、専門職や地域が連携して継続的に関わっていく必要があります。社会福祉協議会が併せ持つ「個別事例への直接的な支援機能」と「地域づくりを推進する機能」の２つの特徴を生かし、課題を整理して方向性を定め、関係機関等と連携した取り組みを進めます。また、複合的な課題を抱える個別課題への適切な対応と充実した相談支援体制づくりを推進するため、関係機関等による横断的な支援ネットワークを構築します。

・支援会議および重層的支援会議の開催、支援計画の策定

・アウトリーチ等を通じた継続的支援など

（２）福祉サービスの充実と基盤の整備

【具体的な施策・事業】

■いこいの里の運営　　■地域福祉を支える財源などの確保

■福祉サービスの提供

【社会福祉協議会が取り組むこと】

■共同募金運動を推進し、貴重な財源をより効果的に活用するため、募金配分事業が地域支援や課題の解決につながるよう努めます。

■従来の分野では対応できない地域の問題や、制度の狭間にある複雑な課題に対し、地域での有償サービスなどを含めた福祉サービスの開発に努めます。

■指定管理者として、いこいの里の積極的な周知・啓発に努め、利用者の増員に努めます。

【主な事業】

１）いこいの里の運営（指定管理期間：令和３年度～令和７年度）

２）共同募金運動の推進

３）介護保険等サービスの質の向上

①居宅介護等事業

・居宅介護支援事業　・訪問介護事業

・介護予防･日常生活支援総合事業第１号訪問事業訪問型サービス（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ａ）

②障害福祉サービス事業

・居宅介護事業　・重度訪問介護事業　・同行援護事業

③短期訪問介護事業

④移動支援事業

介護人材育成の実施

・ホームヘルパー養成研修の開催

４）福祉サービスの提供

・送迎サービス事業　・入浴サービス事業　・福祉機器貸与事業

・福祉車両貸与事業　・コミュニティ車両貸与事業

・配食サービス事業（町受託事業）　・手話通訳者派遣事業（町受託事業）

重点事業

■いこいの里の運営（指定管理期間：令和３年度～令和７年度）

町民の福祉と健康の増進及びふれあい交流を提供するため、利用者のニーズをより効果的に把握しサービスの向上に努めます。また、令和３年度から利用料金制が導入されており、サービス向上による利用者の増員に取り組むなど経営努力により、収入増加を目指します。

（３）人にやさしい生活環境づくり

【具体的な施策・事業】

■地域福祉の活動拠点づくり　■移動手段の確保

■ユニバーサルデザインの推進と啓発

【社会福祉協議会が取り組むこと】

■地域の自治公民館や空き家などを活用し、「高齢者」「子ども」など対象を限定した取組だけではなく、世代や立場を超えて互いに多様性を認め合い、交流を深めるような取組や居場所づくりを進めます。

■地域での助けあいによる有償サービスや、地域と事業者の連携による新たな移動支援など、地域の中の多様な主体をつなぎ、地域課題に取り組むことを支援します。

【主な事業】

１）地域福祉の活動拠点づくりの取組

２）移動支援サービスの実施（町受託事業）

・送迎サービス事業の実施　・地域の通いの場における移動支援

４．誰もが安心して暮らせる「体制」づくり

災害は、ある日突然に起こるものであり、日頃からの備え（自助）や地域内での支えあいや助けあい（互助）が重要です。災害時や緊急時に適切に対応できるように地域で行政と連携し、支援が必要な人の把握や地域での見守り体制の強化に取り組みます。

また、生活に困窮した人や制度の対象とならない制度の狭間にある人への支援をはじめ、住み慣れた地域で暮らし続けるために必要な「権利擁護」を必要とする人への支援など、誰もが安心て暮らすこことができる体制づくりを進めます。

（１）災害時・緊急時の助けあいの仕組みづくり

【具体的な施策・事業】

■避難行動要支援者支援体制の確立　■自主防災組織の育成

■災害ボランティアセンターの設置　■福祉避難所の整備

【社会福祉協議会が取り組むこと】

■町と連携して災害ボランティアセンターの設置や運営訓練を実施するとともに、他市町村社会福祉協議会との広域的な連携を図ります。

■福祉的な配慮が必要な場合は、福祉避難所を設置し、適切に運営します。

【主な事業】

１）災害ボランティアセンターの設置・運営訓練の実施

２）災害時の広域的な連携体制の強化

３）福祉避難所の設置・運営

■災害ボランティアセンター運営　■福祉避難所運営

災害時や緊急時に適切に対応できるように、「災害ボランティアセンター運営」や「福祉避難所運営」の訓練等を行政と連携して実施します。

（２）自立を支えるための支援

【具体的な施策・事業】

■生活に困窮した人の自立支援　■更生保護活動の支援

【社会福祉協議会が取り組むこと】

■ふくおかライフレスキュー事業に参加し、生活困窮者の自立を支援するネットワークをつくります。

■福岡県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業を通じて、生活困窮の社会的、経済的自立を支援できるよう努めます。

■対象者の世帯状況等に応じて、子ども食堂などと連携した支援を行います。

【主な事業】

１）ふくおかライフレスキュー事業

２）生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）

３）子ども食堂との連携

重点事業

■ふくおかライフレスキュー事業　■生活福祉資金貸付事業

■子ども食堂との連携

生活に困窮した人や制度の対象とならない制度の狭間にある人へ、「ふくおかライフレスキュー事業」や「生活福祉資金貸付事業」「子ども食堂」を通して、生活の改善に努めます。

（３）権利擁護を必要とする人への支援

【具体的な施策・事業】

■成年後見制度の普及と利用促進　■金銭管理に不安を抱える人への支援

■死後事務の支援　■虐待やＤＶ被害の防止対策

【社会福祉協議会が取り組むこと】

■日常生活を送る上で、十分な自己決定や意思表示が困難な人も地域で安心して生活ができるよう、福岡県社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業を通して、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行います。

■複合的な課題を抱えて後見人の選定が困難な人や身寄りのない高齢者などの権利擁護のため、法人後見事業に取り組みます。

■ずっと安心プラン事業（葬儀・納骨・残存家財処分などの死後事務委任）の充実に努めます。

【主な事業】

１）法人後見事業

２）日常生活自立支援事業（県社協受託事業）

３）ずっと安心プラン事業

重点事業

■法人後見事業の推進　■日常生活自立支援事業　■ずっと安心プラン事業

既存の「日常生活自立支援事業」や「ずっと安心プラン事業」での知識と経験を活かし、法人後見事業に取り組むことで、地域で安心して暮らし続けるための権利擁護事業の充実を図ります。

≪法人としての取り組み≫

【具体的な施策・事業】

■行政、関係機関・団体との連携

共に生きる地域づくりのためには、地域福祉の理念や情報を共有しながら役割を分担しつつ、それぞれが協働・連携して積極的に地域福祉活動を行うことができるように、行政や関係機関・団体と連携を図ります。

■役員体制および事務局体制の充実

社会福祉協議会が地域福祉を推進するうえで、法人としての組織および経営等の運営を含めた研修を開催します。また、職員の資質と能力の向上を図るため、必要な知識や経験を養うための研修会への参加や研修会を開催します。

■制服・体操服リユース事業

不要になった「中学校の制服」や「小・中学校の体操服」を集め、必要な児童・生徒への橋渡しをすることで、子どもたちの物を大切にする心を育むとともに、子育て世帯の経済的負担軽減と地域の資源循環を目指します。